

復秘（實行指令があるまで、外部に發表しない。）

比島にある日本戦死者の屍体發還の件

昭和二三、九、一三
次官會議報告

一 要旨

連合軍側が埋葬した日本戦死者の屍体の数については、昭和二十一年八月（米軍地域）及び昭和二十二年四月（露軍地域）

の二回總司令部より通報があつたか、本年八月三十日、同部主任官より右の中比島カナルバングにある約五〇〇〇体の發還についての具体案を報告すべしを要求があり、外務省及び引揚援護廳復員局が中心となつて關係各廳と連絡して案を作製したので、これを九月十五日答申することとなつた。

なお、答申の結果、實行を指令されるとき及び、その他の地域について同様の指令ある場合は、更に具体的事項について各廳の協力を得度し。

二 埋葬屍体についての總司令部よりの通報の概要は、次の通りである。

る。

(一) 昭和二十一年八月七日附（米軍地域）

ハワイ	二二二
ニューカレドニア	三二二
ガダルカナル	五八
サウオオ	六二
サイパン	五五六
テナアン	四五一
硫黄島	二一八七
ペリリユウ	一〇八六
グワム	二九
メジエロ、ベジエリアン	四
ニューギニヤ、フィンシュハーヘン	四二三
比島	三二二八

琉球

一九

計

八一五七

(二) 昭和二十二年四月十四日附(濠洲地域)

島嶼方面

二〇〇一

濠洲

三二二〇

計

二三三二一

三 八月三十日、總司令部主任官から、比島よりの日本戦死者屍体送還のための具体案提出について、別紙第一の通り要求されたか、その要点は次のようである。

(一) マニラ港より約三十哩のカンルバングに日本戦死者の屍体四九三〇体を埋む。

(二) 處理は火葬によるか、非火葬によるかを選定し、その作業方法並びにこれに要する人員、資材及び濠洲力について計費をよ。

四 右の要求に基づいて答申すべき計費は、別紙第二の通りであつて、その要点は次のようである。

(一) 火葬の方法による。

(二) 作業員は一八一名、比島滞在は三十日とする。

(三) 所要資材は日本より搬行するが、燃料、陸上輸送力、及び宿營施設は、現地で、米備より提供を受ける。

(四) 往復はなるべく米軍の渡船による。

別紙第一

比島より日本戦死者屍体送還の件

一 日本戦死者屍体数

マニラ港より約三十哩自動車にて約二時間行程のカンルバング

ANILJ BANG)に日本戦死者關係屍体四、九三〇体を運む。

二 作業方法及び所要品

(一) 火葬計畫

(1) 所要燃料の種類及び若し必要ならば米國政府より供給すべき量

(2) 現物火葬施設の爲に要する労力及び人数

(3) 屍体一休に火葬に附するに要する時間及び一日に屍体を火葬し得るか。

(4) 一墓(約六フィート)を掘出す時間及び一日に掘出し得る墓数

(5) 船員をも含めて本作業に要する人員分類

(6) 米國政府によつてマニラに於て供給すべき所製輸送及び施設

(7) 施設の品目表及び本作業中送附すべき其の他の品目

(二) 非火葬屍体送還計畫

(1) 所要船積箱数(屍体自在式)

(2) 大きさ及び所要のスペース

(3) 一船積箱毎に要する仕切板の数

(4) 米國政府によつて供給するに要する硬化劑の量

(5) 若し米國政府が本緊要屍体用専用品を供給し能はざる場合日本政府は硬化劑に對し如何なる代用品を供給し得るか。

(6) 防水包紙の所要量及び屍体包装用品目は、日本政府により供給せらるべきこと。

(7) 船積は、日本政府によりて供給せらるべく、其の量

(8) 船員を含め本計畫の下に要する人員

(三) 日本に代るべき計畫

(1) 右に掲げた(一)(二)に代るべき日本政府の代表若しくは右(一)(二)の各項

目に變更を加えた案

三人 員

(一) 船 送

(四) 船腹に餘裕あるとき如何なる人員運搬具を供給し得るや
運搬具の使用は米國政府に借償する立前とする。

(二) 宿 泊

(四) 従軍人員は陸上よりも海上に宿泊する様に決したる場合は海上
に宿營する。

(2) 寢具を日本政府より供給すること。

(三) 食 料

(四) 盆航海を越し食物は日本政府之を供給すること。

(四) 醫 療

(1) 本作業に要する醫師及び醫藥師は日本政府に於て供給すること。

(2) S. U. A. P. 及び政府の要求する注射並びに健康及び検査規則を遵

守すること、後者に付ては S. U. A. P. に於て進つて其の要求を遵
報すること。

輿船渡規則

(1) 比島の規則は進つて通致すべく、又上述の如く従軍人員及び日
本船運の日本人戦艦隊の附を以て本規則を遵守せしめる。

費用 用

(1) 日本政府は、直接日本政府によつて負担された以外の本作業に
よりて生じた費用を S. U. A. P. の指示により支拂うこと。

六 方 策

(1) 日本政府は、戦艦隊隊の進りたる方策を示すこと。

七 提 案

(1) 前記計畫を要請したる上述の各項目(一―七)を敢入れたる
日本政府の選挙案を提出すべし

八上記の計畫若くは變更せられたる計畫は、其の實行のために日本券

動力の使用に對し必ずしも司令部をして言質を與えしむるものでは
ない、司令部として受諾し得る計畫は日本勞働力を使用すること
なく實施し得べきものとする。

裏面白紙

別紙第二

比島から日本戦死者の屍体送還について
首題の計画左の通り。

浪て準備の関係上、実行に関する指令は、相当の余裕を以て（成るべく日本出発の日より五十日以上事前に）指令せられ度い。

比島にある日本戦死者の屍体送還計画

一 一般の要領

- 1 現場で火葬に附し、遺骨遺留品を送還する。
- 2 人員資材は日本政府から差出し、差出不可能のものは米國から斡旋を受ける。
- 3 比島に於ける行動は米軍の指揮下で行い、その保護を受ける。
- 4 発掘火葬等の作業は二十一日とし、前後の準備、整理及び予備の日数を合せた現地滞在予定日数は三十日と予定する。
- 5 墓地に成るべく近い処に宿営設備の提供を受ける。（已むを得ざれば、天幕露営する。）

（已むを得ざれば、天幕露営する。）

- 6 作業員の往復は、なるべく米軍の便船による。（已むを得ざれば、日本船を一隻就航せしめる。）

二 火葬計画

1 火葬用燃料

石油 三五二五立

薪 三二〇四五束

右の石油と薪は、共に全部米國側から現地で交付方希望する。

- 2 現場火葬実施の爲に要する労力、人数

イ 人員 一八一名

ロ 分類（発掘班、火葬班、通訳、廚夫及び医師等とし、細部略）

- 3 一屍体火葬所要時間は、屍体の現況に因るか四時間と推定し、一日火葬可能屍体数は、二四〇体とする。

- 4 一屍体発掘所要時間は、一組（四人）で一時間とし、一日発掘

可能屍体数は、二四〇体とする。

5. 米國政府からマニラで供給せらるべき輸送力は毎日一屯積自動車五輛、資材は前記1の燃料の外生肉及び生野菜とする。(細部略)

6 所要資材

- 別紙其一 火葬用資材
- 其二 宿管用資材
- 其三 給養用資材
- 其四 衛生用資材
- 其五 事務用品
- 其六 通信連絡用品
- 其七 厚生用品
- 其八 個人装用

略

裏面白紙